

平成18年度第3回東京都入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成19年2月1日(木) 都庁第一本庁舎 33階 南塔 特別会議室S6
委員	(株)東京国際フォーラム監査役 立花 壯 介(委員長) 弁護士 藤 谷 護 人 委員長職務代理者 東京大学大学院工学系研究科教授 坂 本 雄 三(欠席) 東京大学大学院総合文化研究科助教授 木 村 忠 正 弁護士 岩 島 のり子 首都大学東京都市教養学部・法科大学院教授 酒 井 享 平 日本大学理工学部助教授 轟 朝 幸 計6名出席
審議案件	議案1 公共工事の品質確保に係る入札・契約制度について 議案2 都における総合評価方式の取り組みについて
審議案件概要	議案1 公共工事の品質確保に係る入札・契約制度について ・受注者側技術者の増員配置及び下請状況の調査について(案) ・さらなる品質確保対策の検討(案) 議案2 都における総合評価方式の取り組みについて ・「新たな類型」の導入(案) ・評価項目(案) ・学識経験者の意見聴取方法(案)
委員からの意見等の概要	議案1 (1)受注者側技術者の増員配置(案)について ・対策の実施により、低入札となることを予期していない企業にも技術者の増員を求めることとなるが、企業に受け入れられるだろうかということや、さらにコストを負担させることになるのではないかと懸念がある。 ・調査基準価格を下回り低入札価格調査を受ける者のみではなく、すべての入札参加者に課するとした方が制度としてよいのかもしれない。しかし、対策そのものに異存はないので、試行しながら何か問題が出てきたときは、柔軟かつ迅速に対応していただきたい。 (2)下請状況の調査(案)について ・発注者として対策を実施することは、大変重要なことだと思う。 (3)さらなる品質確保対策の検討(案)について ・発注者側として、予定価格や積算基準の適正性を確保することが必要ではないかと思う。
委員会による報告	議案1 (1)低入札価格工事における「受注者側の技術者の増員配置及び下請状況の調査について(案)」は了承する。 (2)実施の中で問題が出てきた時は、柔軟かつ迅速に対応することとし、状況を適時、適切に当委員会に報告していただきたい。 (3)「さらなる品質確保対策の検討(案)」については、今後さらに検討を行っていただきたい。

<p>委員からの 意見等の概要</p>	<p>議案 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新たな類型」においては、都が企業に期待する信頼性・社会性などの評価項目を、より積極的に導入してもらいたい。 ・ 「新たな類型」において、評価項目とアウトプットである工事成績評定との関連性について、実績として統計を積み重ねていくと相関が出るかもしれない。その結果、価格点および技術点から構成される評価値の算出式の妥当性に対しても、参考となるデータが出てくるかもしれない。 ・ 「新たな類型」における評価項目の「施工計画」について、どれだけきちんとした施工計画を立てられるかというのは、配置予定技術者の主観的な能力を評価する上で非常に有益である。 ・ 総合評価方式の評価において、発注者側の裁量というものを大きく見てしまうと、逆に発注者が恣意的に運用するおそれがあるので、配点に留意することが必要である。 ・ 「新たな類型」において、各局で実施要領を設けるとのことだが、将来的には、全庁で統一し、簡素化していくということも検討してもらいたい。
<p>委員会による 報告</p>	<p>議案 2</p> <p>(1) 「都における総合評価方式の取り組みについて」は、今回の考え方に基づき進めていくことを了承する。</p> <p>(2) 引き続き、「新たな類型」について、試行に向けた検討を行っていただきたい。</p>